

「裾野市住生活基本計画(案)」に対するパブリックコメント結果について

(まちづくり課)

市では、住宅政策の目標・基本的な施策を定める、住生活基本計画(平成24年3月策定)の改定を進めています。市民の皆様から「裾野市住生活基本計画(案)」に対する意見を募集しました。ご協力ありがとうございました。意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

1. 募集期間

令和4年2月10日(木)～3月11日(金)

2. 意見の提出方法と人数・件数

提出方法	人数(人)	件数(件)
窓口持参	1	3
電子メール	0	0
郵送	0	0
FAX	2	6
ウェブサイト	1	2
計	4	11

3. 反映状況

反映状況		件数(件)
◎	計画(案)に反映したもの	0
○	既に計画(案)に盛り込み済みのもの	4
△	今後の参考とさせていただくもの	5
×	反映できないもの	2
計		11

「裾野市住生活基本計画(案)」パブリックコメントでいただいた意見の内容と市の考え方

No.	ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方	反映状況
1	P21	第1章 住生活の現況・課題／(2)住宅動向／ ② 将来の住宅需要	持ち家などの将来予測、住宅需要予測は、北部のウーブン関係などの見込みは入っているのか？控えめに感じるが。	本計画における予測は、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30年(2018年)3月)が公表した人口ビジョンに基づいて行っています。ウーブンシティ建設等による社会情勢の変化は考慮されておりません。	×
2	P36	第1章 住生活の現況・課題／(2)住宅動向／ ⑭ 国の住宅政策の状況	国土交通省が 令和3年3月に策定した「新たな住生活基本計画」※計画期間:令和3年度～令和12年度の内容の反映はしないのか。特に以下の視点については定住・移住を強化するなどのためにも、一層の政策立案が必要ではないか。 1.「社会環境の変化」の視点 目標1:「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現 2.「居住者・コミュニティ」の視点 目標3:子どもを産み育てやすい住まいの実現 目標4:多様な世代が支え合い、高齢者等が健康 安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり 3.「住宅ストック・産業」の視点 目標6:脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	全国計画では3つの視点から8つの目標を設定しています。全国計画と本計画との整合については、施策一覧(P47)において整理しています。ご指摘のあった視点における、一層の施策立案については、今後、財源等を含めて検討してまいります。	○
3	P39	第1章 住生活の現況・課題／2 住生活の課題のまとめ／ ③産業・地域からの視点／(3) 定住・移住の環境整備について	移動販売や病院などの企業が行う送迎システムに対する行政補助を考えているか。 (理由)都市機能や住居の誘導がなかなか進まない事が予想できる裾野市のまちの特性から考えると、人が移動できないのであればモノやサービスが移動することを考えていくのが自然ではないか。	ご提案の通り、全国的には移動販売やドローン配送など様々な手法が検討・実施されております。今後の施策として参考にさせていただきます。	△
4	P39	第1章 住生活の現況・課題／定住・移住の環境整備について	11ページでも地区別人口推移を分析されているし、立地適正化計画でも集落地域の維持を示している。問題意識があるなら集落地域の定住維持を図る施策を示して欲しい。	先進地の取り組みや、近隣の状況を研究しつつ、いかに定住移住を進めていくか継続して検討してまいります。	○

No.	ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方	反映状況
5	P44	第2章 基本理念・基本目標／2 基本目標／基本目標 1 安心してだれもが暮らせる住まいの確保／(3)【住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの向上】	新たな公営住宅をどこに作ると想定しているのか。(理由)買い物や病院など徒歩でも可能な場所と考えるため。	立地適正化計画に基づき、買い物や病院などの利便性の良い居住誘導区域への供給を想定しています。	△
6	P48	第2章 基本理念・基本目標／3 施策の方向性／施策1-(1) 共働き・子育て世代の居住の安定の確保	テレワークや在宅勤務に対する移住施策の更なる強化が必要ではないか。 定住・移住の本気度がまだまだ必要だと思う。	テレワークへの支援については、施策3-(2)「テレワーク改修補助金(移住者限定)」の制度について周知を図ってまいります。定住移住については施策3-(3)に基づき、引き続き取り組んでまいります。	○
7	P55	第2章 基本理念・基本目標／施策2-(5)マンションの適正管理	賃貸アパートなどにおいては、近年のサブリース問題や大手管理業者の建築違反など、今後、様々なトラブルの発生が予想されます。 国も、賃貸住宅管理業者登録制度を一定数以上のアパートに対し義務化しています。小さな規模のアパートであっても同様な問題は潜在しており、その点について考慮に入れていく必要があると考えます。	引き続き、国・県・近隣市町の動向を注視してまいります。	×
8	P58	第2章 基本理念・基本目標／施策3-(3)定住・移住の促進	住宅情報を「人民日報」(中国共産党の新聞)に出す業者がいます。しないようにチェック、契約、管理必要。(他の外国に対しても同様に)	参考とさせていただきます。	△
9		裾野市の財政	市の財産、どんどん無くす為にやるのか？ 財産なくさないで。裾野駅前の開発で市の貯金が底をつく。	参考とさせていただきます。	△
10		その他	住宅には、自己所有の①一軒家、②マンション、③賃貸の一軒家、④アパートがあると思います。④は、市内にはかなりの戸数があるが、④については触れられていません。市場に流通している住宅ストックとしては、賃貸のアパートを無視することはできません。賃貸アパートについての課題や活用などについて考え方や方針を示し、良好な住宅ストック確保のため、しっかりとつなげていく必要があると思います。	平成30年住宅・土地統計調査によると、市内の賃貸用空きアパートは1,560室あると推計されています。これら住宅ストックの活用については、民間市場において適切に管理いただくことが前提ですが、更新が必要となっている市営住宅として活用することも検討しております。	○
11		その他	(パブリックコメント公開場所について)市役所の片スミに置いては、公開していないと同じ。できるだけ、関係する住民に知らせて下さい。	制度所管課に情報提供させていただきます。	△